

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する 訓令案への意見及びこれに対する考え方

- 意見募集期間 : 平成 28 年 3 月 12 日(土)から平成 28 年 4 月 11 日(月)まで
- 意見提出件数 : 3件
- 意見提出者 :

受付	意見受付日	意見提出者
1	平成 28 年 4 月 11 日	KDDI株式会社
2	平成 28 年 4 月 11 日	株式会社NTTドコモ
3	平成 28 年 4 月 11 日	個人

■ 別紙2 電気通信番号指定基準 本文

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1 改正案は、今後のサービス高度化や多様化に伴う特別な需要に基づく番号申請に配慮されており、賛同する。</p>	<p>考え方1</p>	
<p>今回の電気通信番号指定基準の見直しは、M2Mや今後の様々なサービス導入により発生する可能性がある特別な需要に配慮されたものと理解しており、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>	<p>改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>本件改正の目的は、携帯電話・PHS番号の枯渇防止の観点から、電気通信事業者への番号指定の抑制を図ることですが、特別な需要に基づく番号申請については、必ずしも既定の算出方法によらず、事業者から提供される所要の情報(需要の算出根拠等)を踏まえて柔軟に審査することで、各事業者の円滑な事業展開を阻害しないよう配慮することとしています。</p>	<p>無</p>
<p>平成 27 年7月9日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会(第 14 回)で行われた事業者ヒアリングにおける問い、「携帯電話番号の枯渇対策として電気通信番号指定基準を見直す場合、どのような影響又は留意すべき事項があるか」に対し、「今後のサービス高度化や多様化等(MVNO 含む)を考えると、特別な需要が生じた場合などの柔軟な番号申請が可能な指定基準として頂きたい」と回答しております。</p> <p>今回の訓令案(新旧対照表)は当社の意見を反映いただいていると考えており、算出方法に限らない「特別な需要に基づく申請」に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">(NTTドコモ)</p>	<p>考え方2</p>	
<p>意見2 初めて申請を行う事業者以外には例外を設けず、一律に既定の算出方法を適用すべきである。</p> <p>電気通信役務の提供に関する特別な需要に基づく申請を行う事業者の場合の様な例外を設けるべきではないと考える。新規以外は一律に基準を適用するのが妥当と考える。</p> <p>行って問題となる事は無いであろう。例外を設ける価値が無く、算出を省く価値も無いので、参考とするためにやはりここで新規以外は値を算出させるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>特別な需要に基づく番号申請の取扱いについては、考え方1のとおりであり、改正案は原案のままとします。</p>	<p>無</p>

■ 別紙2 電気通信番号指定基準 2項

<p>意見3 今回の算出方法の見直しは、事業者における指定済み番号の利用効率改善を図るためと認識しているが、今後、番号不足のおそれが生じる場合には、柔軟な番号指定を希望する。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>電気通信番号指定基準における今回の算出方法の見直しは、携帯電話事業者における指定済み番号の利用効率改善を図る目的で行われるものと認識しています。</p> <p>今後、携帯電話の使われ方が変化し、番号不足のおそれが生じる場合には、柔軟な番号指定に対応頂くことを希望致します。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>	<p>御認識のとおり、本件改正の目的は、携帯電話・PHS番号の枯渇防止の観点から、電気通信事業者への番号指定の抑制を図ることであり、各事業者において指定済み番号の一層の有効利用が図られることが重要です。</p> <p>将来、指定基準と番号指定の実情との間に大きな乖離が生じた場合には、改めて見直しの検討を行います。</p>	<p>無</p>
<p>意見4 番号の枯渇状況を鑑みると増加係数の撤廃もやむを得ないと考えるが、MVNO等による市場活性化に伴う急激な番号需要増の可能性を考慮すると、従来どおりの増加係数を加味した算出方法の方が、安定した事業運営に寄与すると考える。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>項番1で記載した事業者ヒアリングにおける問いに対し、「現在弊社では携帯電話番号の枯渇対策に協力すべく、指定基準の判断に加えて、更なる精査を実施した上で申請を実施しています。」と回答しておりますとおり、特定の短期間の需要増が反映されないよう、長期的な番号需要を考慮した上で申請しております。</p> <p>仮に増加係数を撤廃した場合、今後のMVNO等による市場活性化に伴い頻繁な番号申請が想定されることから、申請に係る事務処理の増加が想定され、円滑な番号運用が阻害されると考えます。</p> <p>番号の枯渇状況を鑑みると増加係数の撤廃もやむを得ないと考えますが、MVNO等による市場活性化に伴う急激な番号需要増が起きる可能性を考慮する</p>	<p>本件改正の目的は、携帯電話・PHS番号の枯渇防止の観点から、電気通信事業者への番号指定の抑制を図ることであり、各事業者の自助努力とは別に、全事業者に適用する指定基準を見直すことで有効利用を促進するものです。</p> <p>なお、MVNO等による市場活性化に伴う急激な番号需要増など、特別な</p>	<p>無</p>

<p>と、従来どおりの増加係数を加味した算出方法の方が、安定した事業運営に寄与すると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTTドコモ)</p>	<p>需要に基づく番号申請については、必ずしも既定の算出方法によらず、事業者から提供される所要の情報(需要の算出根拠等)を踏まえて柔軟に審査することで、各事業者の円滑な事業展開を阻害しないよう配慮することとしています。</p>	
<p>意見5 増加係数を省略する意味が分からない。「総務省側で算出することにしたため」という理由以外の削除には反対する。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>「増加係数」の省略について、これを行う意味が分からない。</p> <p>依然として出しておくのが望ましいと思われるのだが、総務省側で処理するので不要とするのだろうか。</p> <p>これを省く事情が分からないので何とも言えないが、まとめ資料として国民や諮問機関に示す際には依然として必要となるものであるので、あるに越した事は無いと考える。</p> <p>よって、「総務省側で算出する事にしたので」という理由以外によるこの削除は反対である。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>増加係数は、(前月の加入者と契約している番号の数－前々月の加入者と契約している番号の数)÷(前々月の加入者と契約している番号の数－3ヶ月前の加入者と契約している番号の数)で算出される係数であり、直近1ヶ月間の番号増加数とその前月の番号増加数と比べて多ければ多いほど大きな値となります。</p> <p>近年の指定番号数と実使用数との差分の拡大傾向は、当該係数が年度末等の特定短期間の番号需要増を強調し、各事業者への指定番号数が過大になっていることが一因であると考えられるため、これを廃止することで番号指定の抑制を図るものです。</p> <p>以上により、改正案は原案のままと</p>	<p>無</p>

	します。	
意見6 半黒SIM等、短期的には番号使用率に反映されないものが増加傾向にあり、利用者やMVNOへの円滑な番号付与に影響を及ぼさないよう、番号使用率の下限值は従来どおりとすることが携帯電話市場の活性化に資すると考える。	考え方6	
<p>サービスの高度化や多様化等(MVNO 含む)に伴い、半黒 SIM 等、将来的には利用するものの短期的には番号使用率に反映されないものが存在するため、今後の増加傾向を考慮すると、下限値の引き上げを行うことは利用者や MVNO 事業者への円滑な番号割当に影響を及ぼすと考えます。</p> <p>つきましては、番号使用率下限値は従来どおりとすることが携帯電話市場の活性化に資すると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>本件改正の目的は、携帯電話・PHS番号の枯渇防止の観点から、電気通信事業者への番号指定の抑制を図ることであり、各事業者において指定済み番号の一層の有効利用が図られることが重要であるため、改正案は原案のままとします。</p> <p>なお、MVNO等による市場活性化に伴う急激な番号需要増など、特別な需要に基づく番号申請については、申請時点の番号使用率によらず柔軟に審査することで、各事業者の円滑な事業展開を阻害しないよう配慮することとしています。</p>	無